

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人日本福祉大学
② 設置大学名称	日本福祉大学
③ 担当部署	理事長・学長室
④ 問合せ先	rg@ml.n-fukushi.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 18 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 26 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.n-fukushi.ac.jp/about/gakuen/governancecode/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神および教育標語を本学のウェブサイトならびに大学案内などの広報物等に掲載し、広く社会に対して明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、本学のウェブサイトで公開している他、入学試験要項、大学案内、入試ガイド、シラバス等、対象者に向けて明示している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学の最終意思決定機関として大学評議会を置くことを学則で定め、大学の重要事項を審議している。学則で定められた各学部の教学事項および運営について、教授会において審議し、学長への進達により決定している。 学長の職務を適切に補佐するため、「日本福祉大学学長規程」において副学長、学長補佐の職務を定め、学長より命じられた職務を遂行している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	大学の日常業務の運営組織に事務局職員を配置しており、大学業務執行について審議を行う大学運営会議等、諸会議の構成員に教職員が加わり、教職協働体制を確保している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組み推進のため、教員は教育・研究に係る教育研究報告書を毎年度作成し、所属長に提出している。また、個々の教員の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学部のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取り組みを推進している。 スタッフ・ディベロップメント（SD）については、学園の重点政策課題に対するマネジメント人材養成を目的に体系的な能力開発プログラムとして、本法人教職員を対象とし、会場研修やオンライン、オンデマンド教材等多様な形式で実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	① 本法人の事業に関する中期計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を得て策定する。 中期計画の策定にあたっては、学内外の環境変化の予測に基づき検討を行い、適切な計画を定める。また、中期計画に基づき、各年次の学園・大学事業計画（以下、事業計画）を策定している。事業計画は、各領域を担当する理事及び執行役員が計画を立案し、学内の諸会議で審議を行い、評議員会の意見を聴いた上で理事会にて決定している。事業計画の進捗状況、財務状況についても管理把握し、各年次の事業報告書として内外に公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の実現に向けて毎年度策定している事業計画は、事業別に課題シートを作成し、執行役員会において秋に中間報告を行い、年度末に事業報告を行うという形で進捗を管理している。 進捗状況や達成状況は理事会に報告した上で学園・大学事業報告書としてウェブサイトに掲載している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「地域に関心をもち、地域課題を我が事として捉え、身をもって解決にあたる素養をもった人財“ふくし・マイスター”」の養成をはじめ、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。 地域の発展に貢献するため、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。 社会人の受け入れについては、大学院、福祉経営学部（通信教育）の他、FUKU+、FUKUSHIACADEMY等の社会人向けリカレント事業を展開し、建学の精神に基づく専門人材の育成し、社会人人材の学びの機会を積極的に提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	知多半島を中心に全国18の市町村自治体と友好協力宣言や包括協定を締結している。定期的な懇談会や

	連携事業を通して、地域との連携・協力強化を推進している。 産業界との連携を進め、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、持続可能な経済社会の形成に貢献するため、「日本福祉大学産学連携方針（ポリシー）」を定め、産学連携を推進している。 建学の精神に基づいたふくしの総合大学としての各取組を通じて、環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る諸課題に対応している。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	① 日本国憲法及び諸関連法令・政策等を踏まえ、「日本福祉大学 ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言」を制定し、国籍・人種・性別・性自認・性指向・信条・障がい等の差別を許さず、個々の価値観・経験なども含めた広い意味での多様性を尊重し、構成員一人ひとりが自由で対等に活躍できる学修、研究、就業環境の整備・推進に取り組んでいる。 ② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28（2016）年 4 月 1 日施行）を受け、本学は障害等のある学生にとっての学内外の社会的障壁を除去し、すべての学生の能力や適性に応じた支援を行うことを目標とした「日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」を設定・公開し、取組みを進めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員および評議員の男女比率に配慮し、理事 3 名（総数 11 名）、評議員 5 名（総数 18 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格および構成を「学校法人日本福祉大学寄附行為」「学校法人日本福祉大学理事選任委員会運営規則」に定めるとともに、副理事長および常務理事の職務を「学校法人日本福祉大学常勤理事に関する内規」に定め、明確にしている。 理事選任機関は理事会とすることを寄附行為に定め、理事選任委員会運営規則に従い、評議員の意見を十分に参酌したうえで理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明

理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	① 理事会は、年間の審議計画を策定し、毎月開催（8月を除く）を原則としている。業務執行者から理事会に適切な報告がなされるよう、執行役員会において議事の確認を行っている。 ② 理事会は、中期計画及び経営政策、教職員の任免経営評価等の管理運営に関する重要な事項を取扱い、議決した事項に基づく日常の経營業務は、執行役員会において処理している。 ③ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 ④ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。 理事会と評議員会の決議が必要な事項において、その決議が異なる場合は、寄附行為の定めに基づき、理事長は、当該の会議の目的である事項として再度評議員会を招集し、必要な説明を行うこととする。評議員は、この説明を十分尊重し、再度決議を行うこととする。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会において、理事会の目的である審議議事の他に、学園、大学、高校、専門学校等の取り組みの報告を行っている。また、役員が過去の理事会議事録、議案を閲覧できる環境を整備し、情報提供を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任資格、職務等を「学校法人日本福祉大学寄附行為」に定めている。監事の選任については、評議員会の決議により選任し、理事会に報告を行っている。 会計監査人は評議員会の決議により選任し、理事会に報告を行っている。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査を実施するための必要事項を「学校法人日本福祉大学内部監査規程」に定め、監事会計監査人や担当部署との連携により監査を実施している。
実施項目 3－2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、学園の取り組みに関する報告等の情報提供を行うとともに、監事業務を支援するための担当職員を配置している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	① 評議員は、次に掲げる者を評議員会において選任することを寄附行為に定めている。 ア 本法人の職員のうちから選任した者 4～6名 イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから選任した者 4～6名 ウ 学識経験者のうちから選任した者 4～6名 ② 本法人の職員から選任した者の割合は、評議員総数の 3 分の 1 を超えないものとする。「学校法人日本福祉大学評議員選任委員会運営規程」に基づき、選任委員会において選任方針等を確認の上、評議員候補者を選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。 理事会と評議員会の決議が必要な事項において、その決議が異なる場合は、寄附行為の定めに基づき、理事長は、当該の会議の目的である事項として再度評議員会を招集し、必要な説明を行うこととする。評議員は、この説明を十分尊重し、再度決議を行うことと
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、評議員会の目的である審議議事の他に、学園、大学、高校、専門学校等の取り組みの報告を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	① 本法人の学生・生徒、教職員等の安全確保を図るとともに、地域・社会への安全に対する責任を果たすため、本法人の危機管理体制及び事業継続に係る基本事項を「学校法人日本福祉大学危機管理規程」に定めている。また、大規模災害に備えて、日常的に地域社会と防災・減災活動に取り組んでいる。 ② 「学校法人日本福祉大学大規模地震等事業継続計画（BCP）」を定め、地震をはじめとする大規模災害の際にはこれにより対応する。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制整備の方針として、「学校法人日本福祉大学内部統制システム整備の基本方針」を策定している。 その中で、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体

	制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備（監事の監査業務の適切性を確保するための体制）に関する方針を定めており、危機管理に関する規定や、コンプライアンスに関する規定等を定め、法令順守のための体制整備を行っている。
--	--

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための 方針の策定	日本福祉大学の教育研究活動の公共性・適正性を確保するとともに、法人運営の透明性を高める観点から学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法（第 151 条）等の法令、ならびに学校法人日本福祉大学情報公開規程に基づき、以下を行っている。 （１）学園及び各学校の基本情報の公開 ① 建学の精神 ② 学園の沿革及び組織構成 ③ 学生数及び卒業生数 ④ 教職員数 ⑤ 校地及び校舎面積 （２）法人の経営及び財務に関する情報の公開 ① 寄附行為 ② 役員等名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準 ③ 中期計画、事業計画書、事業報告書 ④ 財産目録、貸借対照表、収支計算書 ⑤ 監査報告書 （３）大学の教育研究活動に関する情報の公開 ① 大学学則及び大学院学則 ② 授業科目履修規程 ③ 教育研究上の目的 ④ 教育研究上の基本組織 ⑤ 教員組織、各教員が保有する学位及び業績 ⑥ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数 ⑦ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑧ 学修成果の評価及び卒業又は修了認定の基準 ⑨ 校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境 ⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 ⑪ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支

	援 ⑫ 学生が修得すべき知識及び能力 ⑬ 公的研究費の不正使用防止のための取り組み (4) 評価に関する情報の公開 ① 自己点検・評価報告書 ② 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果 (5) その他の情報の公開 ① キャンパスハラスメント防止に関するガイドライン及び規程 ② 積極的な情報公開が必要と認められる情報
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	① 情報は Web 公開を基本とし、各事務所にも備え置き、請求があれば閲覧に供する。 ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開の他、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、各種広報・パンフレット等の媒体も活用する。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明